

○災害時指定避難所の冷暖房完備と電源自立化の推進について

質問

今年の夏は記録が残る中で最も暑い夏であることはほぼ決定的でこの先も同じような年が続くことが予想されます。

このような厳しい気候で台風や地震、津波などの災害が発生して大島町が指定した避難所への避難する必要が生じた場合、避難所の温度管理が気にかかります。

普段から使われている公民館や学校の体育館は冷暖房施設があり問題なく使えると思いますが、波浮小学校や北の山小学校、泉津小学校のような廃校になった学校の体育館には空調設備はなく温度調節は不可能と思われます。

特に台風による避難の場合、ドアや窓を開けて空気を入れ替えることもできませんし、猛暑の中では短期間であっても温度管理ができない状況で多数の人が集まることは熱中症の危険性は高くなると思われますのでエアコンの設置が必要です。

また災害時に送電線トラブルによる停電も予想され、停電すれば空調設備のある施設でも温度管理ができなくなります。各避難所にはガソリンを燃焼させる発電機が配備されているとは思いますが、長期化すれば排ガスの影響や燃料の確保が問題になります。

特に全国規模の津波災害が起これば大島への燃料供給もおぼつかなくなることも予想されます。

これを改善するために避難所に指定されている施設では温度管理のできる空調設備を設置し、停電時でも島単独・施設単独で自給できる再生可能エネルギーによる電源を確保することが必要と考えます。

近年東京都では新築住宅だけでなく一般の既存の住宅でも太陽光発電と蓄電池の設置を奨励して補助金も出ています。

このような制度を自治体の公共施設への助成に適用することを要求し、避難所等特に災害時でも電源の確保が必要な施設に電源の自立を確保するための設備を設置すべきと考えます。

すべての避難所へのエアコンの設置と電源の自立化を推進することについて、防災対策室長と町長のご意見を伺いたいと思います。

柏木防災対策室長答弁

「災害時指定避難所の冷暖房完備と電源自立化の推進」についてのご質問にお答えします。

現在、大島町が定める優先的に開設する避難所は町役場を福祉避難所として、その他各地区に9ヵ所ございます。そのうち、エアコンが整備されていない施設は泉津地域センター1ヵ所となっており、酒井議員が懸念されている内容につきましては、当然のことであると受け止めております。

しかしながら、これは災害種別により変わりますが、土砂災害に関しては現在のところ波浮地域セ

ンターと北の山地域センターについては初期段階で開設することを考えておりません。

理由は二つあります。一つ目は酒井議員も問題視されている空調設備がないこと、もう一つは特別警戒区域や警戒区域、いわゆるレッドとイエローに区別されるところですが、その区域に居住されている住民が少ないということです。波浮地区のレッドゾーン居住者は10名ほどでイエローゾーンを含めても50人に達しませんので、波浮老人福祉館か海洋国際高等学校体育館への避難場所を町では選択します。また、北の山地区については、レッドゾーンで30人弱と公民館で受け入れは可能なのですが、イエローまで含めると600人を超え、公民館では収容しきれない事となります。

そのような場合、大島高校まで避難所対象に含め臨機応変に避難指示を発令しております。

一方、泉津地域センターですが、こちらは現段階において空調設備がありませんが優先的に開設する避難所として指定する1カ所となっております。本来であれば、空調設備のある公民館を利用したいところですが、公民館自体がレッドゾーンに指定されており、避難所の指定は不可能となっております。暑さ対策としては、冷却水循環方式を採用した業務用大型冷風扇を4機配置し対応しております。しかし、先ほど私が申し上げました災害種別により変わるという事につきまして、今ご説明したのは主に土砂災害の基準ではこのように開設しているという事であり、これが地震津波災害や噴火災害だとしたらこの限りではなく、状況によっては一時的であってもその施設を開設せざるを得ないこともあるかと思うので、既にその対象施設には同機種を2機ずつ設置済みです。町ではそのような不測事態も踏まえ、有事の際には適切かつ的確な避難指示体制を発信し、形式にとらわれず命を最優先した避難運用に努めています。

また、質問の中で停電時の対応についてご提案いただいておりますが、現在町で保有している発電機は17台ございます。最高出力は1.6KVAまで対応可能な機器となっており、空調機器のサイズにもよりますが発電機を使用して空調を作動させることは不可能ではございません。また、町では防災車をはじめ、既に複数台の電気自動車等を購入しており、災害時には電力供給機器として対応可能です。ちなみに、防災車では一般家庭における一日の電気使用量で計算すると、約10日～12日間は電力の供給が可能ということになります。また、防災対策室では補助金を活用し、外部給電器を3台購入しております。この機器は防災車から給電ケーブルを使ってコンセント口数を3口にする機器で、この機器だけで同時に計4500wを供給する事が可能となります。

しかしながら、酒井議員のおっしゃる通り電力の自立化にはほど遠く、現段階では整備出来ておりません。

現在、町では東京都が推進する公共施設等への再生可能エネルギー導入促進事業を活用するべく、今年度水道環境課の方で調査を実施します。その調査に基づき必要性等検討の上採択されれば、避難所に太陽光発電による蓄電池の設置等の導入できるかもしれません。なお、本件に関する事業内容等については、水道環境課での事業となっておりますので、詳細はご確認いただければと思います。

以上となります。

坂上町長答弁

災害時指定避難所のエアコン設置と電源自立化推進についてお答えします。まず初めに、す

すべての避難所へのエアコンの設置につきましては、先ほど防災対策室長の答弁にもございましたが、町では災害種別、程度や規模に応じて開設する避難所を定めております。ご指摘の３か所の地域センター体育館については酒井議員ご質問のとおり、空調設備がございません。したがって、泉津以外の２か所は、町では優先して開設する避難所の指定からは除外しています。勿論、避難所近隣にお住まいの方々にとっては近くに堅牢な建物がありながら別の避難所まで足を運ばなければならず、町民の皆様にはご不便をおかけしていることは重々承知していますが、防災対策室を始め関係機関連携を取って出来るだけ早い段階で適切かつ的確に避難指示を発令するよう努めています。また、泉津地域センター体育館につきましては、防災対策室長の答弁にもございましたが、泉津公民館が特別警戒区域に指定されていることから、やむなく地域センター体育館を指定しております。空調設備が安全かつ安心した避難所利用が可能かと思いますが、現段階では大型冷風扇を増台して対応いただいております。今後については再生可能エネルギー促進事業の活用も考え総合的に検討していきたいと思っています。

○大雨時に濁流が道を横切る箇所の抜本的な道路改良と治山治水の要望

質問

差木地の住民の方から、記録的な大雨が降る際に数か所で町道を横切る沢地形から濁流があふれて道路を横切るために通行困難になり、水が引いた後も大量の土砂が道を塞いでしまうので改善してほしいと要望をいただいております。この箇所は道路の下を大量の雨水を流す構造になっていません。

町役場の建設課でも状況を把握していただいております、濁流が起き、雨の後に大量の土砂が道に残っている場合、すぐに道路上の土砂の除去や次回の大雨に備え沢の掘り下げが行われていますが、それだけでは次の大雨での土砂の流出による道路の通行困難を止めることはできておらず、道路の改良や抜本的な治山・治水が必要です。

同様の影響が出る箇所、および今までは土砂の流出は起きていなくてもこの先起こる可能性のある箇所はほかにもあると思われ、調査と対策が必要です。

2013年の土砂災害以降、多くの沢で土石流対策の工事が行われておりますが、今現在住宅地で直接影響が出ている箇所での対策工事が急務だと思います。

以下、建設課長、町長に質問、要望いたします。

- ① ここに述べたような大雨の後、濁流が道路を横切り通行が困難になる箇所はほかにもあると思われませんが、状況は把握されていますか？
- ② 今回の質問の箇所を含め、大雨の際に濁流が道を横切ることが確認されている場所では道路の下に流路を確保して雨水を既存の沢に排水できるような道路改良を行ってください。
- ③ 大雨が降っても土砂の流出が起きないような治山・治水事業を行ってください。

建設課長答弁

それでは、酒井議員の質問、大雨時に濁流が町道を横切る箇所の抜本的な道路改良と治山治水事業について、建設課よりお答えします。

この様な道路が町内に複数箇所あることは認識しております。有事の際には非常に危険であることから対策を講じていく必要性は非常に高いと考えております。具体的な対策としては、道路改良事業や河川改修事業のように流下断面を確保することで、安全に流す方法があり、まさに今年度着手予定である沢立沢において実施を予定しております。また、治山事業のようにダムを構築することで土砂を留めることにより安全に下流域へ水を流すようにする方法が考えられます。

これについては、御神火スカイラインにおいて治山事業・砂防事業として大島支庁 産業課、土木課により実施していただいております。

このように実施可能な場所においては順次実施しているところですが、担当課で把握している改修の必要性の高い 岳の平幹線、ナホヲ9号、マイアミ線等において、道路改良事業として想定した場合、対策場所となる前後の地盤等の高さに影響を及ぼすこととなることから、路線全体での計画を行う必要もあり実施が困難なところがございます。いわゆる、道路面の高さが変わることで出入りが出来なくなる恐れがあります。また、河川改修として想定した場合、部分的な改修を行うと流水の阻害を招く恐れがあり、そのことで下流域への人的被害も考えられます。

一方、治山事業にしても、対策場所の保安林指定など用地の無償使用等の条件を満たす必要性があり、困難なところがあると伺っております。

このようなことから、早急にハードによる対策の実施は難しい箇所もあることから、有事においては、迂回路を案内する等のソフト対策と合わせ、実施することで安全対策に努めて参りたいと考えております。

坂上町長答弁

次のご質問の濁流についてお答えします。道路河川事業において進めてまいりますが、場所によっては東京都との協議も必要です。議員ご指摘のように、自然災害時の危機管理・防災の観点から、都道・町道の改修推進については、私の、公約でもありますので随時進めていますが、どうしても地権者を含め関係者との調整や大きな予算が必要な大規模整備の箇所もあります。今後も引続き調整を行い危険箇所の解消に努めて参ります。尚、災害等、有事においては、建設課長答弁にもありますが、対策の及ばない箇所について迂回路の案内をするなど安全対策に努めて参ります。

回答への回答

避難所、道路改修ともに様々な検討していただいております。ありがとうございます。

う回路に関しては、当該箇所は 1 本のライン上にあるため迂回するのも困難ですので抜本的な治山が必要です。ダムで土砂を止める場合大島では海岸の流亡も問題となっていますので難しい対策ではありますがよろしくお願い致します。